

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 18 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件  |
| 厚生年金関係                        | 15 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 37 件 |
| 国民年金関係                        | 11 件 |
| 厚生年金関係                        | 26 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から45年2月まで  
② 昭和47年12月から49年3月まで

申立期間①については、A市に居住しており、当時、私は社員が数名の零細な事業所に勤務していた。同事業所の社員全員は、厚生年金保険適用事業所となった昭和45年3月以前までは、国民年金に加入し、保険料を納付していた。私は、勤労学生であり、20歳になった43年\*月ごろ、職場の事務員の勧めにより免除申請した。免除申請手続は同事務員に任せていたため何も分からないが、申立期間①の保険料を免除されていたことを認めてほしい。

申立期間②については、夫は納付済みとされており、私だけが未納とされている。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されていることが確認でき、1回目は、B村において資格取得日を昭和47年12月26日として49年5月16日に、2回目は、C市において資格取得日を43年5月20日としてB村に転入(49年3月23日)後の同年6月ごろに払い出されており、申立人は、同村で加入手続を行った記憶があるとし、同年5月16日に同村で発行されたとする国民年金手帳を所持していることから、申立人は、同村においてこの手帳発行時期に加入手続を行ったものとみられ、この時期を基準とすると、申立期間②は過年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、夫の分の保険料も一緒に納付していたとしているところ、

オンライン記録によると、申立人は、上記加入手続が行われた昭和 49 年度以降、60 歳到達時までの国民年金加入期間において、保険料の未納は無く、夫も婚姻(昭和 48 年 5 月)後の国民年金加入期間において未納は無いことから、申立人は、加入手続を行った時点から保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、前述のとおり、遡及納付可能な申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、B村では、昭和 57 年度までは納税組合による保険料徴収方法を採用していたものの、申立人は、同村での加入手続後、納付書が送付されてきて、同納付書で保険料を納付した記憶があるとしており、これは申立期間当時の過年度保険料の納付方法とも符合する。

一方、申立期間①については、申立人は、20 歳になった昭和 43 年\*月ごろ A市において国民年金の加入手続及び免除申請を行ったとしているところ、申立人は、加入手続及び免除申請手続については直接関与しておらず、勤務先の事務員に任せていたとしていることから、加入手続及び免除申請手続状況の詳細が不明である。

加えて、申立人は、申立期間①当時勤務していた事業所の社員は全員国民年金に加入し、保険料を納付していたとしているが、オンライン記録によると、申立人を除く当時の社員 7 人のうち、国民年金に加入していたのは 1 人のみである上、この加入者の納付記録を見ると、申立期間①については未納とされており、申立人の主張と相違する。

その上、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は B 村と C 市で払い出され、この 2 回の払出時期はそれぞれ昭和 49 年 5 月と同年 6 月ごろとされているものの、いずれの払出時期を基準としても、申立人は、申立期間①当時、国民年金には未加入であり、当該期間について免除申請手続を行うことはできなかったものとみられる。このことは、A 市を管轄する社会保険事務所(当時)において申立人が国民年金に加入し、申立期間①について免除とされていたことをうかがわせる記録は存在しない上、C 市が保管する「昭和 58 年 11 月 9 日現在の年度別納付状況リスト」においても、昭和 43 年度及び 44 年度の「納付記録」欄には「0000」と表示されていること、及び同リストの「区分」欄に「フザイ」の表示がされていることから、申立期間①について免除申請されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないこととも符合する。

このほか、申立人が申立期間①の保険料について免除されていたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から48年3月まで  
② 昭和49年4月から50年3月まで

婚姻（昭和46年6月）前の国民年金の加入手続及び保険料の納付については、母が行ったと思う。婚姻後の保険料については、妻が私の分と共に納付していたと思う。母は高齢で話を聞くことができず、私も妻も国民年金の加入手続及び保険料をどの様に納めたかの記憶は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

婚姻（昭和46年6月）後、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、同年5月から平成15年6月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、昭和55年6月から61年3月までは任意加入被保険者期間とされており、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月1日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、このころに申立人の最初の加入手続が行われたものとみられ、この手続の際に、資格取得日をさかのぼって40年12月13日（平成17年3月30日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和41年6月21日であることが判明したため、同年6月21日に訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であ

った。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間②の直前の時期である昭和48年4月から49年3月までの保険料が51年3月に納付されていることが確認できる。このため、申立期間②の直前の時期の保険料を納付しながら、同様に納付が可能な申立期間②の保険料を納付しないのは不自然であり、前述のとおり、納付意識の高かった妻が当該期間の保険料を納付したものと考えられる。

一方、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①のうち、婚姻前の昭和41年6月から46年5月までの期間において申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、高齢のため当時の加入手続等について聴取することはできないほか、申立期間①のうち、同年5月から48年3月までの期間において申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立人の保険料納付に係る記憶が無いとしていることから、申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、前述の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①当時、申立人は国民年金には未加入であったものとみられ、申立期間①は特例納付による以外には、時効により保険料を納付することができない上、申立人及びその妻共に当該期間の保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は見当たらず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続、国民年金保険料納付等は父親が行っていた。父親は既に亡くなっていることから詳細は不明だが、きちんと納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、かつ、申立期間を除く60歳到達の前月までの30年にわたる国民年金加入期間に保険料の未納は無い。

また、申立人は、加入手続、保険料納付等は父親が行っていたとしているところ、i) 申立人の納付記録を見ると、前述のとおり、申立期間を除く国民年金加入期間に未納が無いこと、ii) 申立人は公簿によると、平成2年4月5日に海外に転出し、3年3月5日に帰国していることが確認でき、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれも、申立人は2年4月5日に国民年金被保険者資格を喪失し、3年3月5日に資格取得したとされていること、iii) 海外から帰国し、資格取得手続を行ったとみられる時期の3年3月の保険料が同年7月24日に過年度納付されていることから、これら手続等は父親が申立人の国民年金加入期間に未納期間が生じないように行ったものとみられ、父親の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和47年7月1日として48年4月ごろに払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられ、この時期を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付が可能であったことから、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かった父親が、申立人の加入手続を行いながら、申立期間の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和40年3月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月11日から同年3月16日まで  
私は昭和36年3月にA社に入社し、平成10年3月に退職した。

社会保険庁(当時)の記録によると、昭和40年3月11日付けでA社B支店において資格喪失し、同年3月16日付けで同社C支店において資格取得したことになることから、5日間の空白期間が生じている。

当該期間については、A社C支店から提出された在籍証明書により継続雇用されていたことが証明できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C支店から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和36年3月22日から平成10年3月20日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C支店は、従業員が同社の設置した専門学校在学中は、同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを行っていたと述べているところ、同社C支店から提出された人事記録により、申立人は、昭和39年3月21日に当該専門学校に入学し、40年3月16日に卒業していることが確認できることから、同年3月11日に同社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失させなければならない事情はうかがえない。

さらに、A社が加入していたD健康保険組合から提出された資格喪失証明書により、同社C支店における申立人の健康保険組合の資格取得日は昭和40年3月16日であることが確認でき、当該取得日は、申立人の同社同支店における厚生年金保険資格取得日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険の資格喪失日は昭和40年3月16日(同年3月16日に同社B支店から同社C支店に異動。)であると認められる。

## 愛知厚生年金 事案3649

### 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人の資格喪失日は昭和20年9月27日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年8月の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和18年4月から19年4月7日まで  
② 昭和20年8月25日から同年12月1日まで  
③ 昭和25年7月から26年2月1日まで

昭和18年3月にA社に徴用工として入社し、同社B支店に勤務した。20年3月に徴集されて入隊し、終戦後の同年11月に帰郷した。

また、C社には、昭和25年7月に入社したが、厚生年金保険の記録は、26年2月からとなっている。

調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人については、D県の発行する履歴書から、昭和20年4月22日に軍に徴集され、同年9月27日に復員したことが確認できる。一方、オンライン記録によると、申立人は19年4月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月25日に被保険者資格を喪失している。

しかし、当該資格喪失日は軍に徴集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことから、申立人は復員時まで被保険者として資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍に徴集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した



保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、履歴書の復員日である昭和20年9月27日とすることが妥当である。

また、昭和20年8月の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、100円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和20年9月28日から同年12月1日までの期間について、A社は、当時の人事関係等の書類は廃棄しており、当該期間の勤務実態等については分からないとの回答であり、また、申立人が名前を挙げた同僚は、いずれも死亡しているため、申立人の当該期間の勤務実態を確認できない。

申立期間①について、A社は、当時の人事関係等の書類は廃棄しており、当該期間の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等については分からないとの回答である。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、いずれも死亡しており、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人を覚えていない旨回答していることから、申立人の当該期間の勤務実態を確認できない。

申立期間③について、C社では、当時の人事関係等の書類は廃棄しており、当該期間の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等については分からないとの回答である。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「当時、試用期間があり、私は、入社してから1年間ぐらいは、厚生年金保険被保険者資格を取得させてもらえなかった。」と証言しており、申立期間当時、同社では、すべての社員について、入社後、直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間①及び②のうち昭和20年9月28日から同年12月1日までの期間並びに③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、申立期間②のうち昭和20年9月28日から同年12月1日までの期間、及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年7月から31年9月までを5,000円、同年10月から同年12月までを6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から32年1月25日まで  
私は、B社を退社して、すぐにA社に入社した。昭和32年1月まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年7月1日に、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚（男性4人及び女性8人）のうち、複数の男性同僚は、申立人も同年7月1日以前から同社に勤務していたと証言している。

また、当該複数の男性同僚は、昭和29年7月1日現在、A社に勤務していた5人の男性従業員は、それぞれ配送、営業及び裁断の業務のうち複数の業務を兼務しており、申立人も、当時、配送と営業の業務を兼務しており、申立人だけが特別の業務を担当していたわけではなかった旨証言している。

さらに、申立人と同様に、配送と営業の業務を担当し、昭和29年7月1日の新規適用日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「男性5人は、同じような仕事をしていたことから、29年7月1日には、皆、厚生年金保険の資格を取得していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している男性同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年7月から31年9月までは5,000円、同年10月から同年12月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に関する届出が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年7月から31年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年7月21日から同年8月21日まで

私は、昭和49年4月1日にA社に入社してから、関連会社であるC社での勤務を含め、現在まで継続して勤務している。しかし、年金記録を確認したところ、同社D支店からA社B支店に異動した当時の1か月間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の異動日に係る回答、C社から提出された経歴証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社及び関連会社であるC社に継続して勤務し(昭和51年7月21日に同社D支店からA社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和51年8月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案3652

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月16日から同年10月16日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社してから、平成18年6月1日に退職するまで同社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、雇用保険の記録及び同時期に異動した同僚の厚生年金保険被保険者記録の状況により、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和50年10月16日に同社B支店から同社本社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年7月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成10年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年1月1日まで

私は、A社に平成11年7月まで勤務しており、給与からも社会保険料が天引きされていたが、社会保険事務所(当時)によって、9年1月1日で資格を喪失された。同じ事情で資格を喪失されている同社の代表取締役は、申立期間も業務を行っていたとして、第三者委員会に年金記録の訂正を求め、認められている。私についても、この代表者と同じように、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る資格免許の申請に係る資料、及び同社に係る預金取引明細表における入金記録から判断すると、同社は、少なくとも平成9年12月まで所在、及び事業の実態が確認できる上、当時の代表取締役の証言により、申立人は、少なくとも同年12月まで同社に勤務していたことが推認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、同年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成11年7月9日付けで、9年1月1日までさかのぼって厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われ、当該処理の原因は、社会保険事務所が職権により適用事業所に該当しなくなったものとする「認喪」となっていることが確認できるところ、申立人を含む2人の被保険者(同社の被保険者全員)についても、11年7月9日付けで、9年1月1日までさかのぼって同社における厚生年金保険被保険者

資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、当該処理について、社会保険事務所は、「当時の書類は保管していないため、詳細については不明であるものの、平成11年7月当時、適用事業所に該当しなくなる届出や、資格喪失に係る届出、同意等のA社による当該処理への関与は無かったものと考えられ、社会保険事務所の職権により、同社を適用事業所に該当しなくする処理、及び申立人を含む同社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失させる処理がさかのぼって行われたものと考えられる。」と回答しており、同社が申立期間において適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年1月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、上記のとおり、同社の事業実態、及び申立人の勤務実態が確認できる関連資料及び周辺事情から判断して、申立人の同社における資格喪失日は、10年1月1日であると認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、平成8年12月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果110万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の11万円とされている。しかしながら、申立人は、その主張する標準賞与額（110万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を110万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月25日

平成17年の夏季賞与の標準賞与額に誤りがあった。事業所に申し出て、社会保険事務所（当時）に確認したところ、実際の支給額110万円を事業所が誤って11万円と届出をしていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（平成17年7月分賞与）により、申立人は、同年7月25日にA社から賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額（110万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書（平成17年7月分賞与）で確認できる支給額及び保険料控除額から、110万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年5月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額について、同年5月は450円、同年6月から8月までは500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和22年4月1日にA社B支店に入社し、60年3月31日まで継続して勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠けているので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、人事記録及び回答書により、申立人は、昭和22年4月1日に同社B支店に入社し、60年3月31日に退職するまで、継続して同社同支店に勤務していたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人と同じ昭和22年4月1日にA社に入社した同職種の同僚二人が、同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人の資格取得の届出のみを遅らせるとは考えにくいので、同期の者と同様に、申立人についても昭和22年5月から厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和22年5月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和22年5月から同年8月までの標準報酬月額については、同僚の記録から、同年5月は450円、同年6月から8月までは500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和22年4月1日から同年5月1日までの期間については、A社は、「当時は、正式に雇い入れるまでは、見習員として採用しており、見習員のうちは社会保険に入れていなかったはずである。」と回答しており、申立人と同じ同年4月1日に同社に入社した同僚二人は、同年5月1日まで被保険者資格を取得していないことが確認できることから、当時の同社では、見習員としての期間については、被保険者資格を取得させない取扱いであったものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和22年4月1日から同年5月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年5月12日に、資格喪失日に係る記録を同年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月12日から同年7月24日まで

申立期間について、A社B支店に勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間当時の社員名簿により、申立人は、昭和22年1月1日には同社本店に勤務し、23年1月1日には同社C支店に所属していたことが確認できる上、同社は、「A社の社員名簿に申立人の名前があることから、申立期間当時、申立人は、同社の正社員であったものと考えられる。」と回答していることから判断して、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務（同社本店から同社B支店に異動、同社同支店から同社C支店に異動。）していたものと認められる。

また、申立人は、「昭和21年9月に大学を卒業後、直ちにA社に見習（幹部候補生）として入社、実習工として、同社のD支店からE支店を経てB支店へと全国各地の現場を異動しながら、途中辞めること無く同社に継続して勤務していた。」と証言しているところ、A社の事務担当者は、「申立人は、A社本店などに籍を置いたまま、全国各地の支店を転々として実習していたものと考えられ、そのうちのB支店において社会保険の事務手続処理に誤りがあったものと思慮されるが、社会保険については継続して加入し、保険料も本店において控除していたものと思われる。」と証言している。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料は無いものの、上記の事務担当者の証言により、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたものと推認できることから、申立期間については、同社B支店における資格取得日を昭和22年5月12日、資格喪失日を同年7月24日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月21日から同年8月1日まで

B社からA社に出向したが、空白期間が生じている。昭和56年7月21日から同社に勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社、B社及び同僚の証言から、申立人は、B社及び同社系列のA社に継続して勤務し（昭和56年7月21日にB社からA社に出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年8月の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月19日から同年6月1日まで

私は、平成9年5月19日から10年6月1日までA社で勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る資格取得日が平成9年6月1日になっていることが分かった。

私が保管しているA社の給与明細書により、申立期間も保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成9年5月分の給与明細書、及びA社の回答書により、申立人が同年5月19日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとされていることから、事業主が平成9年6月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年4月16日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を46年4月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44年4月は2万6,000円、46年4月は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月16日から同年5月1日まで  
② 昭和46年4月16日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和43年4月1日に入社し、平成18年6月30日に退職するまで、継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、転勤時に空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事カード及び同社健康保険組合の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年4月16日に同社D支店から同社B支店に異動、46年4月16日に同社同支店から同社C支店に異動。）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年5月及び46年5月の記録から、44年4月は2万6,000円、46年4月は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったと手続の誤りを認めていることから、事業主が、当該期間のA社B支店における資格取得日を昭和44年5月1日、同社C支店における資格取得日を46年5月1日と届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る44年4月及び46年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成2年8月及び同年9月を36万円、5年10月、6年1月から同年10月までの期間及び13年4月を34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から14年1月まで  
申立期間について、給料支払明細書と社会保険庁（当時）の記録が相違しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成2年8月、同年9月、5年10月、6年1月から同年10月までの期間及び13年4月について、その主張する標準報酬月額（平成2年8月及び同年9月は36万円、5年10月、6年1月から同年10月までの期間及び13年4月は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年10月から5年9月までの期間、同年11月、同年12月、6年11月から10年7月までの期間、同年9月から同年11



月までの期間、11年1月から12年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月、同年10月、同年12月から13年2月までの期間及び同年12月については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成10年8月、同年12月、12年4月、同年8月、同年11月、13年3月、同年5月から同年11月までの期間及び14年1月については、申立人は、給料支払明細書等の申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料を所持しておらず、A社は、14年2月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、社会保険事務の担当取締役は既に死亡していることから、申立人に係る保険料控除額等について確認できない。

このほか、当該期間に係る申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年2月1日）及び資格取得日（昭和34年7月24日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から同年7月24日まで

私は、昭和33年9月にA社に入社し、34年12月に退社するまで継続して勤務した。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録は、途中が抜けて空白となっており、納得がいかない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、A社において昭和33年9月1日に被保険者資格を取得し、34年2月1日に被保険者資格を喪失後、34年7月24日に同社において再度被保険者資格を取得しており、34年2月から同年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の事業主の妻は、「申立人は途中退社しておらず、申立期間も継続して勤務していた。また、申立人の雇用形態及び仕事内容の変更は無かった。」と証言しているとともに、申立人と同日の昭和34年2月1日に被保険者資格を喪失している同僚は、「自分が退社した時には、申立人はA社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、資料の保管はしていないものの、申立期間当時の従業員は、正社員のみで、全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと回答して

いる上、申立人と同じ販売業務に従事していたとみられる複数の同僚は、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年2月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案3663

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和42年4月1日から43年3月31日まで勤務していた。私が持っている同年3月分の給与支給明細書で、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の記録では同年3月31日が厚生年金保険被保険者資格喪失日となっており、同年3月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

申立期間について、調査をして被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、A社に昭和43年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年3月の給与支給明細書で確認できる保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和43年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

国民年金加入勧奨の通知が来たので、母が平成5年10月ごろに、私の国民年金加入手続をした。当時、私は学生であったため、保険料は母が全額負担し、金融機関で半年ごとにまとめて6、7万円を納付していた。また、10数万円納付していたこともあり、私が代わりに金融機関へ納付に行くこともあった。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月ごろに、母が申立人に係る国民年金加入手続を行い、半年ごと等にまとめて保険料を納付していたとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年4月ごろに払い出されたとみられ、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる。この加入手続の際、資格取得日をさかのぼって5年\*月（20歳到達時）とする事務処理が行われたとみられ、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかった。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる時点では、申立期間の大半は時効が成立しており、オンライン記録によると、申立期間直後の平成6年4月から同年6月までの保険料が、時効間際の8年5月1日に納付されていることから、過年度納付することもできなかったと考えられる。

さらに、母が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年5月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から39年5月まで  
② 昭和44年4月から45年3月まで

昭和37年10月から39年5月までについては、会社を退職し、子供も小さかったことから、国民健康保険に加入していないことはないはずであり、国民年金についても加入していたと思う。

また、昭和44年4月から45年3月までについても、会社が倒産したため、国民年金に加入して保険料を納付していたはずである。

これら期間の納付記録が抜けているのはおかしいので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、会社を退職した際に、国民健康保険の加入手続を行うとともに、国民年金の加入手続も行ったと思うとしているが、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月ごろ夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、このころに初めて国民年金加入手続を行ったものとみられ、申立人が会社倒産により厚生年金保険被保険者資格を再度喪失した44年4月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。このことから、上記加入手続前の申立期間①及び②当時、申立人は国民年金には未加入とされていたことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、上記のとおり、昭和47年に行われたとみられる国民年金

加入手続により、申立期間①については未加入のままとされ、申立期間②については、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得したこととされ、この時点で昭和45年度及び46年度の過年度保険料を納付したものの、申立期間②は特例納付によるほかは、保険料を納付することはできなかつたとみられる。

さらに、申立人は第2回特例納付(昭和49年1月から50年12月まで実施。)又は第3回特例納付(53年7月から55年6月まで実施。)を利用すれば、申立期間②の保険料をさかのぼって納付することは可能であったが、申立人の当該期間の保険料を納付していたとする妻は、申立期間②の保険料の納付方法について、集金人に3か月ごとぐらいに納付していたとしているほか、納付金額に係る記憶も無いとしているなど、特例納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されていることから、申立人と同時期に国民年金加入手続を行ったとみられる妻についても、申立人と同様に昭和44年4月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したこととされ、その時点で昭和45年度及び46年度の保険料についても申立人と同様に過年度納付したものと推認できるが、申立期間②については未納である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から50年3月まで

将来の生活設計のため、私が父親に頼んで昭和39年春ごろに国民年金加入手続を行ってもらい、父親が保険料を納付していたと思う。

私と結婚後の妻の保険料は、昭和49年度まで納付済みであるのに対し、私の保険料はこの間未納とされ、納付開始が50年度からとされていることにも不自然さを感じる。また、私は自身の子供たちの保険料も納付し、国民年金以外の個人年金等にも加入していた。

父親は亡くなっているため詳しいことは分からないが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、国民年金加入手続、申立期間の保険料納付等の状況について確認することはできない。

また、申立人は、父親が昭和39年春ごろに申立人の国民年金加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年9月ごろに払い出されており、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、このころに初めて申立人に係る国民年金加入手続が行われ、この手続の際に申立人が20歳になった39年\*月にさかのぼって資格を取得したものとみられる。このことから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の上記払出日を基準とすると、過年度納付及び特例納付を利



用することにより、申立期間のうち、時効により納付できない昭和48年4月から同年6月までの期間を除く期間の保険料を納付することは可能であったものの、上記のとおり、申立人は申立期間の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡していることから、両制度の利用に係る具体的な証言は得られない上、申立期間の保険料が両制度により納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、妻の婚姻（昭和47年11月）後の保険料はすべて納付済みであるのに対し、自身の婚姻後から昭和49年度までの保険料が未納であるのは不自然であるとしているが、妻が所持する国民年金手帳から、妻は45年7月ごろに国民年金に加入していたものとみられ、以降継続して保険料が納付されているのに対し、申立人の加入手続が行われたのは、上記のとおり、50年9月ごろとみられることから、妻の保険料が婚姻後も納付されていることをもって、申立人の当該期間について保険料が納付されていたものと推認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年4月まで

私は国民年金制度発足当時からA市で国民年金に加入し、集金に来ていた人に保険料を納付していた。

申立期間の保険料を納付していたことが分かるものは無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が国民年金制度発足当時、A市において夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったとしているが、その夫は既に死亡しているため、加入手続の状況を確認することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はB市に居住していた昭和41年6月ごろに夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金に加入したものとみられる。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和37年5月1日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納めることはできなかった上、夫についても同様に申立期間は未加入とされている。

さらに、申立人は第2回特例納付期間中であつた昭和49年11月1日に申立期間直後の37年5月から39年3月までの保険料を納付していることが確認でき、これは申立期間が国民年金に未加入であつたことから、申立期間については特例納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年11月まで

昭和58年4月に厚生年金保険未適用であった税理士事務所に勤務することになったため、勤務後すぐに国民年金の加入手続をした。加入後、国民年金保険料は、私がA市役所の窓口で納付していた。B市に転居してからの保険料は納付書で納付したり、C銀行の私の口座から口座振替で納付していた。保険料を納付していたことを示す昭和60年分、61年分の確定申告書(控)、通帳等が残っていることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月ごろにA市で国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人は、加入手続は誰がどこで行ったのか全く覚えていないとしており、加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間のうちA市に居住していた昭和58年4月から59年9月までの保険料は、同市役所の窓口で半年分、又は3か月ごとに納付していたとしているところ、同市では、当時、保険料納付は2か月ごとの期別納付であったとしている上、市役所窓口では、現年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、申立期間のうちB市に居住していた昭和59年10月から60年11月までの保険料は、納付書又はC銀行の自分の口座から口座振替で納付していたとしているところ、申立人から提出された同口座に係る通帳の写しを見ると、同年4月から61年1月までの期間において国民年金保険料とみられる金額が引き落とされていることが確認できる。一方、同市が保管する国民年金口座振替対象者一覧表を見ると、申立人が59年10月から60年11月まで

国民年金口座振替対象者であったことをうかがわせる形跡は見当たらない上、同表には、妻の保険料について、同年4月から申立人の口座から引き落とす手続に係る「受付年月日」欄には「60.03.20」と、「振替開始月」欄には「60.04」と、「振替終了月」欄には「61.03」と記載されていることが確認でき、このことは、同市の納付データ明細表でも、妻は同年4月から第3号被保険者となる前月の61年3月までの保険料は納付済みとされていることとも符合する。このため、前述の申立人の通帳から引き落とされている保険料は、妻の分であったものとみられる。

加えて、申立人は、保険料を納付していたことを示す昭和60年分、61年分の確定申告書（控）を提出しているが、この確定申告書（控）を見ると、i）60年分の確定申告書（控）には「社会保険料控除の合計」欄に「238,276円」の記載はあるものの、「社会保険の種類」欄及び「支払保険料」欄には記載がないため、国民年金保険料控除額が確認できないこと、ii）61年分の確定申告書（控）には、「社会保険の種類」欄に「国民年金」と「支払保険料」欄に「40,440円」と記載されているが、オンライン記録によると、申立人は、60年12月12日から63年4月1日まで厚生年金保険被保険者とされていること、iii）前述のとおり、妻の保険料が申立人の口座から60年10月から61年3月までの保険料（4万440円）がそれぞれ3か月ごとに同年1月29日、同年3月28日に口座振替で納付されていたことが確認できることから、この61年分の確定申告書（控）に記載されている国民年金保険料額は妻の保険料額であると推認される。

その上、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年7月22日に資格取得日を同年4月1日として、B市において払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は、国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2264 (事案 843 及び 1772 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年7月まで

私に当時の記憶が無いことや当時の加入記録が確認できないことをもって記録の訂正を認めないことに納得できない。A市役所において、申立期間当時、管理されていたはずの記録すら残されていないのだから、私に、当時から30年も40年もたった記憶や資料が無いのは当然である。59歳の時に免除申請を行っていたこと、これまでに、固定資産税、自動車税、介護保険税等の市民税について一度も未納がなかったはずであること、国民年金と一体である国民健康保険にも加入していたことなどを考慮して総合的に判断してもらえれば、私が、申立期間について、国民年金の加入手続きを行い、免除申請していたことも類推できるはずである。申立期間の保険料について免除されていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁(当時)の記録では、申立人は厚生年金保険の加入により、昭和38年12月25日に国民年金被保険者資格を喪失し、52年5月1日に再取得していることから、申立期間は未加入期間となること、及び申立人は、申立期間においてA市役所のB出張所で加入手続きをした旨主張しているが、加入における申立人の記憶は明確ではなく、保険料納付に参与していなかったことから納付状況が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の保険料を免除申請したとする申立内容に変更して当委員会に再申立てを行ったが、これは、

当初の判断理由のとおり、申立期間は未加入期間となること等、申立人が申立期間について免除申請を行ったとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできないとして、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、申立期間後に申請免除の実績があること、市民税等の納税状況、国民健康保険の加入状況等を踏まえると、申立期間においても国民年金の加入手続を行い、免除申請していたと類推できると申し立てているが、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、学生だった平成元年4月ごろ、母親がA市B区役所で私の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと思っていた。申立期間の保険料を納付していたことを証明するものは無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続時期、加入手続後に交付される年金手帳の受領、申立期間の保険料の納付方法、納付時期等については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、母親が平成元年4月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は基礎年金番号導入（9年1月）後の10年4月1日とされており、基礎年金番号導入前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市においても申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記録は存在しない。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間においては国民年金には未加入であったものとみられる上、申立期間当時、申立人は学生であったとしていることから、同期間は申立人にとって任意加入の対象となる期間であり、申立人は制度上、加入手続を行った時から同期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、母親は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

母親から、大学生も国民年金の強制加入者とされたことを知り、申立期間当時大学生であった私の国民年金加入手続をA市役所で行い、申立期間の保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立期間の加入手続、保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人の資格取得日は平成4年7月1日とされている。A市の記録においても、申立人の資格取得日はオンライン記録及び年金手帳と同一年月日とされ、その届出年月日は同年7月22日とされていることが確認でき、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。この資格取得日を基準とすると、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入となる上、学生が国民年金強制加入者とされたのは3年4月以降であり、申立人は申立期間当時、大学生であったとしていることから国民年金任意加入の対象者となり、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年5月まで

私は、会社退職（平成4年10月）後、A市B区役所の1階で国民健康保険、上の階で国民年金の加入手続をした。申立期間は、アルバイトをして保険料を納めた。国民健康保険と国民年金を併せて1か月3万円から4万円の保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成4年10月）後にA市B区役所の1階で国民健康保険の加入手続を行い、上の階で国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人は、加入手続を行った時期、加入手続後において交付される年金手帳の受領の有無、受領時期及び受領方法についてはよく覚えていないとしている上、同区役所では、申立期間当時、国民健康保険及び国民年金に係る事務は、共に1階の保険年金課で行っていたとしていることから、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人が加入手続を行ったとするA市において、国民年金に加入していた記録は存在しない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私たち夫婦は、生活が苦しく国民年金保険料が納付できなかった時は、免除申請して保険料の納付を免除してもらっていたが、それ以外はすべて保険料を納付していた。申立期間の保険料の納付時期及び納付金額は、はっきり覚えていないが、夫婦二人分をまとめて納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は自身が夫婦二人分まとめて納付していたとしているが、納付時期及び納付金額については覚えていないとしており、申立人の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、いずれも昭和54年度の摘要欄に「納付書送付」と「ハガキ送付」の印が押されていることから、申立期間については、当時、未納であったものとみられる。一方、申立期間の保険料を夫婦二人分まとめて納付した場合の金額は14万4,720円となることから、申立人は生活が苦しく国民年金保険料が納付できなかった時は、免除申請して保険料の納付を免除してもらっていたとしており、申立人夫婦の納付記録を見ると、共に申立期間直後の55年度から61年度まで申請免除(58年度から61年度までは追納している。)とされていることから、申立期間の保険料についてさかのぼって納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私たち夫婦は、生活が苦しく国民年金保険料が納付できなかった時は、免除申請して保険料の納付を免除してもらっていたが、それ以外はすべて夫が保険料を納付していた。申立期間の保険料の納付時期及び納付金額は、はっきり覚えていないが、夫が夫婦二人分をまとめて納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分まとめて納付していたとしているが、夫は納付時期及び納付金額については覚えていないとしており、夫の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、夫は、申立期間の保険料をまとめて納付していたとしているところ、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、いずれも昭和54年度の摘要欄に「納付書送付」と「ハガキ送付」の印が押されていることから、申立期間については、当時、未納であったものとみられる。一方、申立期間の保険料を夫婦二人分まとめて納付した場合の金額は14万4,720円となることから、申立人は生活が苦しく国民年金保険料が納付できなかった時は、免除申請して保険料の納付を免除してもらっていたとしており、申立人夫婦の納付記録を見ると、共に申立期間直後の55年度から61年度まで申請免除(58年度から61年度までは追納している。)とされていることから、申立期間の保険料についてさかのぼって納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月16日から40年3月1日まで  
② 昭和40年3月1日から42年12月21日まで

私は、昭和42年12月にA社を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。当時は、脱退手当金という制度も知らなかったし、裁定請求書を書いた記憶も無いので、脱退手当金が支給された記録となっているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年12月21日の前後5年以内に資格喪失した女性19人（申立人を含む。以下同じ。）のうち、脱退手当金の支給要件の無い者及び短期間で次の事業所で資格取得している者9人を除く10人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人に支給記録があり、その全員について資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、脱退手当金裁定請求書を昭和43年3月18日に受理、同年5月30日に支給決定し、支払を行ったことが確認でき、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の同年5月30日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年12月まで

ねんきん定期便に記載されたA社における昭和54年4月から57年12月までの標準報酬月額16万円は、和解金の計算の基礎となった給与支給総額よりも低くなっている。給与支給総額を計算の基礎として、厚生年金保険料納付額の不足分を会社に求めるとともに、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和54年4月分（5月支払）及び同年5月分（6月支払）の給与明細書により、申立人は、当該月において標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるところ、当該標準報酬月額は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と一致している。

また、昭和54年5月分の給与明細書に記載された支払給与額は、オンライン記録の標準報酬月額16万円よりも高額（21万8,818円）であることが確認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、同月の標準報酬月額については16万円となる。

さらに、申立期間のうち、昭和57年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出された訴訟提起後和解調書により、A社から申立人に対して、「月額金19万393円の割合による金員を支給すること。」とされているこ



とが確認できるが、当該和解調書には、当該期間の厚生年金保険料の控除に係る取決めは記載されていない。

また、申立期間のうち、昭和54年6月から56年12月までの期間については、当該和解調書には、当該期間に支給する賃金月額及び控除する厚生年金保険料の両方が記載されていない上、申立人は、「申立期間のうち、54年6月分から57年12月分までの給与明細書をA社からもらっていない。」としており、同社も、当時の資料は保管していないとしていることから、申立人の当該期間に係る支払給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における支払給与額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 44 年 4 月まで

ねんきん特別便によると、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。しかし、私は申立期間にA社に勤務しており、在職中に、技能講習を受けた。終了証には、当時住み込みで働いていた同社の住所と講習終了日の記載があることから、同社で申立期間に勤務していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げるA社の取引先及び業務の内容が、同社の商業登記簿に記載された業務内容と合致していることが認められる上、申立人が同社に勤務していた際に講習を受け、交付されたとする終了証の交付日付が申立期間内の昭和43年12月\*日であり、同修了証に記載された住所が、申立人が住み込みで勤務していたと主張する同社の住所に一致していることなどから、期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、商業登記簿によれば、昭和45年7月\*日に解散しており、当時の事業主は死亡している上、同事業主の長男は、同社の当時の貸金台帳等の資料は無く、申立人の勤務実態等は不明であると回答している。

また、A社は、昭和30年6月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録を確認できないところ、申立期間に同社で勤務していたとする同僚は、「私は、A社に住み込みで働いていた。給与から控除されていたのは、食費だけだった。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、いずれも連絡が取れないため周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 9 月ごろから 27 年 9 月ごろまで  
② 昭和 27 年 9 月ごろから 31 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社における記録が無いのはおかしい。また、B社は、もう少し長く勤務していたはずなので、確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が認められる同僚は、「勤務時期及び期間については全く記憶していないが、申立人の姓が私の母方の姓と同じだったことから、申立人が、A社に勤務していたことを覚えている。」と証言しており、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和45年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によれば、平成元年12月\*日に解散し、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、上記同僚は、「自分は技師だったが、当時、A社に入っても、すぐには厚生年金保険には入れてもらえなかった。申立人のようにほかの業務に従事する人はもっとそうだったのではないか。」と証言しており、申立期間当時、同社では、すべての社員について、入社後、直ちに、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間①の前のC社及び申立期間②のB社において申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、「A社とB社は、近い場所にあった。申立人とは、C社及びB社の2社で一緒に勤務し、良く話をする間柄だったが、申立人

から、A社で勤務していたということを一度も聞いたことが無かったので、仮に同社に勤務していたことがあったとしても、その期間は相当短かったのではないかと思う。」と証言しているところ、申立人自身も、A社での勤務時期及び勤務期間に関する記憶はあいまいである上、同僚の名前も記憶していないとしている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、当時の人事関係等の資料は無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等については分からないとの回答である。

また、B社は、昭和31年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できないところ、複数の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間は、誰も厚生年金保険料を控除されていなかった旨証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 11 日から同年 2 月 21 日まで  
私は、A社B支店に昭和 59 年 1 月 11 日から同年 2 月 21 日まで勤務していた。1 か月といえども給与をもらい、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時のA社B支店の所在地を記憶している。同社で製造に従事していた。」と主張しているものの、当時の同僚及び上司の名前は記憶していないところ、当時の複数の同僚に聴取しても、申立人の同社における勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

また、申立期間においてA社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「当時、A社B支店には6か月程度の試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入できなかった。自分も入社6か月後から加入した。」と証言している。

さらに、現在のA社B支店の事務担当者も、「当時は、試用期間があったと聞いている。」と証言していることから、同社では、当時、入社と同時に従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得することはなかった状況がうかがえる。

加えて、A社B支店は、当時の人事記録、賃金台帳等は保管しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年ごろから 43 年 12 月ごろまで

私は、申立期間にA社で販売の仕事をしていたが、同じ時期に入社し、退職したと記憶している同僚が厚生年金保険に入っており、私が入っていないのはおかしいと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成 11 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の書類は保管していないことから、申立人の勤務期間を確認することはできないが、申立人を記憶している複数の同僚は、申立人の勤務期間が1年未満であったと証言している。

また、申立期間において、申立人より長い1年近く勤務していたとする同僚の被保険者記録が4か月しかないことや、申立人が記憶している同僚に厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいることから、当時、A社では厚生年金保険の被保険者資格を従業員採用と同時に取得させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 11 日から同年 6 月 7 日まで

私は、A社を病気休職した後に退社しているが、申立期間は、休職の期間なので健康保険被保険者証を所持し、給与も支払われ、また、給与から保険料も控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 58 年 3 月 11 日に喪失しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険被保険者証は、同年 3 月 30 日に返納され、同年 3 月 31 日付けで進達されている。

また、申立人の夫が加入する健康保険組合は、昭和 58 年 3 月 9 日から現在までの期間、申立人は夫の被扶養者になっていると回答している。

さらに、雇用保険の記録により、申立人は、A社を昭和 58 年 3 月 10 日に離職し、同年 3 月 25 日に離職票を交付されていることが確認できるところ、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

加えて、A社は、平成 18 年 8 月に解散しており、当時の書類は保管していないことから、申立人の同社における厚生年金保険の取扱いについては、不明と回答している。

なお、当時の上司は、有給の長期休職を取るには休職届と医師の診断書が必要とされていたが、そのような長期休職者がいた記憶は無いと証言している上、複数の同僚も、正確な退職日は覚えていないが申立人の退職後 2、3 か月たった 5 月か 6 月ごろに、申立人の夫が代理で私物を引取りに来たと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月ごろから21年6月ごろまで

私は当時、A社で加工の仕事をしており、仕事に負った怪我の治療で通院していた病院で終戦を知ったことを覚えている。保険料控除を証明する給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での業務内容、勤務場所、仕事に負った怪我の治療などについて詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことはいかかであるが、申立期間における申立人の年齢（昭和18年4月時点で11歳）、及び申立期間当時は戦争末期から終戦にかけての国民総動員で勤労していた時期であることから判断して、申立人が正社員として同社に勤務していたとは考え難い。

また、A社は、当時の書類は保管しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、昭和18年4月ごろ小学校を卒業して一緒に入社したと主張する同級生の男子2人について、名前を記憶しておらず、オンライン記録により、同年4月1日から19年10月1日までの期間においてA社で労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者資格を取得した者（449人）を調べてみても、当該同級生2人の年齢（昭和6年度生まれ）に該当する男子の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同社では従業員全員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和20年8月



から同年10月にかけて、まとまった数の退職者（資格喪失者）が確認できるところ、同社の五十年史によると、終戦によりやむを得ず全工場の操業を停止し、永年の労をねぎらい同年8月31日をもって全従業員を解雇した旨の記述が確認できる。

なお、申立人の年齢は、前述のとおり、昭和18年4月時点で11歳であり、小学校卒業の年齢にも達していないことから、申立人は、19年4月ごろ同校を卒業した記憶と混同しているものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から34年8月1日まで

私は、昭和31年2月にA社に入社し、34年8月ごろに退職するまで同社B支店C支部に継続勤務していた。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B支店で厚生年金保険被保険者資格のある同僚を申立人が記憶していることから、退職した時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社B支店では、「当時の外務員は、営業成績によって社会保険加入の取扱いが変わることがあった。」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が資格を取得した前後の時期に被保険者資格を取得した者51人（申立人を含む。）のうち、1年以内に29人が被保険者資格を喪失しており、このうち8人は喪失後3か月から9か月以内に被保険者資格を再取得しているなど、被保険者資格の得喪を繰り返していることが確認できることから、当時、A社B支店では、営業成績等の何らかの基準により被保険者資格を得喪させており、いずれの外務員についても、入社から退職までを通じて被保険者期間とはされていないことがうかがえる。

さらに、A社B支店は、申立期間当時の給与台帳等は残っておらず、申立人の保険料控除及び当時の取扱いについて確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案3672

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月1日から19年10月1日まで

私は、昭和11年4月1日にA社B支店に入社し定年を迎えるまで継続して勤務した。労働者年金保険制度が始まった17年1月1日時点においては工員であったため、当然同日付けで労働者年金保険に加入し給料からも保険料が控除されていたことを記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚等の証言及びA社から提出された人事記録から、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、労働者年金保険法が施行されたのは昭和17年6月1日であり、申立期間のうち同年1月1日から同年6月1日までの期間については、制度開始前の期間であることから、保険料徴収の対象期間とはならない。

また、昭和17年6月1日施行の労働者年金保険法は、19年10月1日に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性で肉体労働者のみを加入対象者としていた。しかし、申立人が保管する辞令及びA社が保管する人事記録によると、申立人は17年6月1日付けで技手（技術者）に任命されると同時に職員として同社B支店に採用されたとの記録が確認できることから、申立人は、申立期間のうち同年6月1日から19年10月1日までの期間については、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

さらに、当時の同僚のうち、申立期間において職員であったとされる3人については、厚生年金保険の資格取得日は昭和19年10月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案3673

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から40年5月1日まで

私は、前職を昭和38年9月に退職し、同年10月から42年4月までA社で勤務していたはずである。しかし、厚生年金保険の加入記録は、40年5月1日に同社の関連会社であるB社で被保険者資格を取得したこととなっている。申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを証明できるものは無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた同僚に誘われて同社に入社したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いと申し立てているところ、オンライン記録によると、昭和40年5月1日から同社の関連会社であるB社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、「申立期間当時、当社は適用事業所となっていなかったため、当社の社員を関連会社であるB社において厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、当該証言は、申立人が記憶するA社における同僚が、いずれもB社において厚生年金保険被保険者であったことから確認できる。

しかし、A社は、昭和40年5月7日付けで届け出た、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを保管しており、当該資格取得届の控えによると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、同年5月1日と記載されていることが確認できる。

また、A社は、当時の従業員の社会保険への加入状況について、「すぐにB社において社会保険に加入させていたわけではなく、半年なり1年なり、しばらく様子を見てから加入させていた。また、本人負担の保険料も社会保険に加入させた後に給与から控除していた。」と証言している。

加えて、B社は既に解散しており、当時の代表者は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月から 32 年 5 月まで  
② 昭和 32 年 8 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 33 年 4 月から同年 9 月まで  
④ 昭和 34 年 4 月から同年 7 月まで  
⑤ 昭和 34 年 8 月から同年 11 月まで

私は、申立期間①、②、③及び④については会社で製造販売の仕事に従事し、申立期間⑤については製造加工関係の会社で段取りの仕事をしてしたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない。

いずれの申立期間も、それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているA事業所の所在地、業務内容等が、同社事業主の親族の説明と符合していることから、時期は明らかでないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は、A事業所の事業主及び同僚2人の名前を記憶しているところ、連絡の取れた同僚のうち1人は、申立期間において、別事業所で厚生年金保険の被保険者記録がある上、当該同僚によると、「私は、申立期間は別事業所で勤務していた。申立人とは、申立期間以前に申立事業所で数か月一緒に働いていたが、同事業所は個人事業所であり、厚生年金保険には入っていなかったと思う。」と証言している。

申立期間②について、申立人が記憶しているB社の業務内容等は、申立期間

における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の説明と符合しているとともに、当該同僚の中に申立人を記憶している者がいることから、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該複数の同僚のうち、自らの入社時期に記憶のある2人は、「自分の入社時期と厚生年金保険の資格取得時期には数か月の差異がある。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社では6か月から1年ごとにまとめて被保険者資格の取得手続を行っていたことが確認でき、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることはできない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人が記憶している2人の同僚は、申立期間においてC社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、申立人が記憶している同社の従業員数は申立期間当時の被保険者数とおおむね一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の現在の事業主は、申立期間当時の資料は残っておらず不明としており、当該同僚2人及び当時の事業主は、既に死亡し、事情を聴くことができない上、当該同僚のほかに申立期間に同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者にも照会したが回答は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言は得られなかった。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間④について、申立人が記憶しているD社の業務内容等は、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の説明と符合していることから、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該複数の同僚からは、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない上、自らの入社時期を記憶している3人のうち2人が「入社時期と厚生年金保険の資格取得時期には数か月の差異がある。」と証言していることから、D社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることはできない。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその

前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間⑤について、申立人が記憶しているE社の業務内容等は、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚2人の説明と符合しているとともに、当該同僚のうち1人が申立人を記憶していることから、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該2人の同僚のうち、1人は「自分は、厚生年金保険の資格取得時の3か月ぐらい前からE社で勤務していた。」とし、もう1人も「入社から3か月ぐらい後に健康保険被保険者証を会社からもらった。」と証言していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることはできない。

加えて、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 62 年 1 月 6 日まで  
昭和 57 年 10 月 1 日にパートとしてA社に就職し、入社当初から 1 日 8 時間勤務で、途中から正社員になり、62 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失するまで同社に継続して勤務していたが、申立期間の年金記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断して、申立人は、時期は特定できないが、申立期間の一部についてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「平成 8 年 1 月の火災により申立期間当時の資料を焼失しており、申立人を記憶している者もない。また、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、試用期間を設けていたし、本人の希望も聞いていた。」と証言している。

また、申立人の父親が勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、父親の厚生年金保険被保険者期間である、昭和 57 年 8 月 10 日から 61 年 2 月 1 日までの期間について、父親の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の申立期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月10日から同年7月10日まで  
昭和32年7月10日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年1月10日になっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断して、退職した時期は明らかではないが、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和32年1月に、仕事がきついで休職したい旨会社に伝えて休みがちになったが、その後も給料はもらっていたし、実際に退職したのは同年7月に入ってからである。」と証言しているところ、申立人の退職を慰留していたとされる当時の総務課長は、既に死亡している。

また、A社は、「当時の資料等は保存しておらず、申立人の在籍をはじめ、申立内容に係る事実関係については不明である。」と回答している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、昭和26年5月1日資格取得、32年1月10日資格喪失となっており、いずれもオンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、「職場の同僚及び寮で一緒だった同僚の名前は覚えていない。」としており、昭和32年7月1日に資格喪失している同僚（申立人の次の番号）は連絡が取れないことから、上記の申立人の勤務実態を証言する同僚以外の者からは、申立人に係る証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 37 年 10 月まで

私は、昭和 36 年 11 月から 37 年 10 月まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同僚の証言もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社前で撮影された写真、並びに現在の事業主及び同僚の証言から、申立人は、時期は特定できないものの、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社の現在の事業主は、申立期間当時、試用期間があったとしており、複数の同僚は、期間の長短はあるものの、入社から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では申立期間当時、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人が、申立期間当時、A 社で一緒に仕事をしていたとする同僚のうち一人も、申立期間当時の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間(資格取得者 11 人)に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から22年3月1日まで

私は昭和21年3月に国民学校高等科を卒業し、同年4月からA社B支店に勤務した。同期入社と同僚を7人覚えている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B支店は、昭和17年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、20年10月1日に適用事業所ではなくなった後、22年3月1日に再度、適用事業所となったことが確認できるところ、同社が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、「当社は、昭和23年にいったん解散しており、旧会社当時の人事記録等の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社本社が、終戦後、再度、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和22年5月21日であり、申立期間において適用事業所であった同社の事業所は、ほかの支店を含めて確認できないため、申立人が申立期間に同社B支店以外の事業所で被保険者資格を取得していたことも考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 29 日から 50 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 11 月 2 日から 52 年 6 月 15 日まで

申立期間①について、A市で車両を持ち込みB社に勤務していた。当時の妻も同じ職場に勤務し、3年から4年前に社会保険事務所（当時）で妻の被保険者記録はあると言われたことがある。同僚にはC氏という年上の男性がおり、ほかにはD氏という者もいた。また、当時の所長はE氏という名前であった。叔父のF氏をG支店に紹介したことがある。

申立期間②について、H社では、最初は送迎の運転手をしていたが、指導員の試験も受けている。この試験は6か月以上の勤務経験が無いと受験できないため、1年近く在籍していたはずである。被保険者記録が1か月だけというのはおかしい。同僚にはI氏という年長の男性がいた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社を承継するJ社によれば、「当時の資料は現存せず詳細は不明だが、申立人は運転手だったと記憶する社員がおり、運転手であれば、社員として雇用することはあり得ない。」と回答していることから、申立人がB社の事業に従事していたことは推認できるものの、同社に勤務していたことは確認できない。

また、B社は、平成16年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によると、同日にJ社に合併し解散している上、元事業主とは連絡が取れず、申立人が名前を挙げた同僚C氏、叔父F氏は既に死亡しており、同僚D氏、E氏は名字のみの記憶で同人を特定できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間（資格取得者54人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間当時一緒にB社に勤務していたとする元妻について、3年から4年前に社会保険事務所から、元妻は同社の被保険者記録があると言われたとしているが、オンライン記録によると、当該元妻は、申立期間において国民年金に加入しており、同社の被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、H社は、昭和56年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によると、同年6月\*日に解散、同年10月\*日に清算終了し、現在はK社に買収されているが、同社によると、資料の引継ぎはされていないとしている上、元事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、複数の元社員によれば、「技能指導員免許試験に臨んでいた約半年は、アルバイトで運転手をしながら研修を受け勉強していた時期なので、国民年金保険料を納付していた人もおり、厚生年金保険の被保険者記録が無いのもうなずける。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は半年ぐらいいたと思うが、詳しい勤務形態については分からない。」と証言している上、ほかの同僚は、既に死亡しているか、名字のみの記憶で同人を特定できず、周辺事情を調査することができない。

加えて、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間（資格取得者0人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

なお、申立人は、技能指導員の試験が6か月以上の勤務経験が無いと受験できないと主張しているが、公安委員会によれば、「技能指導員の受験資格に勤務経験は必須条件ではない。受験資格は、21歳以上で、受審する車種の運転に用いる運転免許を所持していること。」としている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

A社退職後、家で遊んでいたことは無く、仕事に就いていた。そのことは、履歴書にB社の入社時期が昭和56年4月となっていることや、退職のあいさつ状の内容からも分かる。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の現在の事務担当者によると、「人事記録等の資料は残っていない。また、現在は、入社と同時に厚生年金保険に加入させているが、当時は、事業主（既に死亡。）が社会保険事務を行っており、当時の取扱いについては不明。」としているため、申立人の同社における申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人と同じくA社からB社に転職した同僚のうち一人は、「申立人が、B社に勤務していたことは覚えているが、入社時期は不明。しかし、申立人が同社で従事していたA社職員の寮の管理業務については、昭和57年に民間委託されたので、それより前から、申立人がB社に正社員として勤務することはなかったと思う。」としている。

さらに、ほかの複数の同僚は、申立人のことを知らないとしている上、申立人と同様にA社とB社の間に、被保険者記録の空白期間がある同僚が一人確認できるものの、同人は既に死亡しており、その妻も当時のことは不明としているため、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は無く、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者26人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月5日から22年3月1日まで  
私は昭和21年4月5日、A社B支店に7人の同僚と共に入社した。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B支店は、昭和17年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、20年10月1日に適用事業所ではなくなった後、22年3月1日に再度、適用事業所となったことが確認できるところ、同社が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、「当社は、昭和23年にいったん解散しており、旧会社当時の人事記録等の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社本社が、終戦後、再度、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和22年5月21日であり、申立期間において適用事業所であった同社の事業所は、ほかの支店を含めて確認できないため、申立人が申立期間に同社B支店以外の事業所で被保険者資格を取得していたことも考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案3682

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月ごろから同年11月17日まで  
② 昭和59年4月28日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和51年ごろに入社し、52年1月に退社した。最初は正社員ではなかったが、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

B社には、昭和59年4月28日に入社し、平成9年4月10日に退社した。同社では、試用期間を経て正社員となったが、当該期間中も給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事務担当者は、「当該期間当時の関連資料は残っていない。申立人に係る社会保険手続については不明。」と回答している上、同社における厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において、昭和51年11月17日に資格取得し、52年1月10日に離職していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、B社において、昭和59年5月28日資格取得、平成9年4月10日離職と確認できることから、当該期間のうち昭和59年5月28日以降はB社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録により、当該期間については国民年金保険料の免除

期間（昭和59年4月から同年8月まで）であることが確認できる上、当該免除申請日は、当該期間内の同年7月31日であることが確認できる。

また、当該期間当時におけるB社の社会保険事務担当者は、「申立人が所属する製造部門で採用した者については、入社後数日で退職する者が多いため、定着するまで社会保険手続を行わなかった慣例があった。」としているところ、申立人も、「仕事がきついため、入社後しばらく正社員になることを断っていた。」としている。

さらに、B社は平成15年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しているため、当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 10 月から 21 年 3 月 10 日まで  
② 昭和 50 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 17 年夏ごろから A 社 B 支店に勤務し、途中、戦争で徴兵されたが、終戦後間もなく同社同支店で勤務したため、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、C 社 D 支店を退職後、ほとんど間を空けずに E 社に就職したにもかかわらず、申立期間②の年金記録が無い。C 社 D 支店の資格喪失日の間違いであると思うため、正しい記録にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録は、昭和 21 年 3 月 10 日資格取得と記載されており、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳における資格取得日と同一である上、いずれもオンライン記録と一致している。

また、A 社は既に解散しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A 社 B 支店における複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、終戦後いつから勤務し始めたかは覚えていない。」と証言している。

申立期間②について、C 社が保管する「被保険者台帳」における申立人の被保険者記録は、昭和 50 年 3 月 21 日資格喪失と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している上、当該資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日とも一致している。

また、C 社は、申立人の資格喪失に係る届出について、自社で保管する被保

険者台帳の日付どおりに届出を行ったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から32年7月1日まで  
② 昭和38年5月1日から40年3月31日まで

私は、昭和28年8月からA社B支店で働き始め、30年8月からは同社C支店に転勤したものの、36年8月末まで継続勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、昭和38年5月から約2年間、D社E支店で勤務したが、厚生年金保険の被保険者となっていない。当時の同社辞令書を保管しており、勤務していたことは間違いない。

したがって、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和28年8月から36年8月末まで、A社に継続して勤務していたと主張しているが、同社は複数の支店を所有していた上、各支店でそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、オンライン記録によると、同社B支店は、28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、30年8月1日に適用事業所ではなくなっているとともに、同社C支店は、32年7月1日に適用事業所となっており、当該期間において同社B支店及び同社C支店のいずれも適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の商業登記簿で確認できる役員8人の同社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、全員が昭和28年10月1日で、同社B支店が適用事業所でなくなった30年8月1日に資格喪失となっており、このうち3人は、申立人と同様に同社C支店が適用事業所となった32年7月1日に同社C支店

で資格取得していることが確認できるとともに、ほかの4人も、同社の他支店での資格取得・喪失を経た後に同社C支店で資格取得しているが、全員が同社B支店における資格喪失から同社C支店における資格取得までに2年以上の期間があることが確認できる。

さらに、A社は、既に解散しており、当該期間の関連資料を得ることはできない上、当時の役員は連絡先不明のため、申立人の勤務実態等は確認できない。

申立期間②について、D社は、商業登記簿によると、昭和37年9月\*日に設立されていることが確認できるとともに、申立人が保管する同社の辞令書から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社（E支店を含む。）は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、商業登記簿上で確認できる役員についても、同社に係る被保険者記録がある者は確認できない。

また、D社は既に解散しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、当時の役員は連絡先不明のため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月1日から31年5月1日まで  
② 昭和31年6月1日から32年1月5日まで

私は、大学の就職課の紹介によりA社に入社した。同社に少なくとも半年は勤務した記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が1か月しかないことに納得がいかない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された失業保険被保険者賃金支給額集計表により、申立人は、昭和31年1月1日から同年5月1日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該賃金支給額集計表において確認できる申立人の昭和31年1月の賃金は、日割計算とされている。

また、当該賃金支給額集計表において最初の賃金支払月が確認できる16人の厚生年金保険被保険者資格の取得時期を確認したところ、このうち13人は、最初の賃金支払月の1か月から5か月後に資格取得していることが確認できるとともに、当該13人のうち、申立人が記憶しているA社B支店の2人の同僚は、最初の賃金支払月が申立人より前の昭和30年12月であるにもかかわらず、申立人と同日の31年5月1日に3人が連番の厚生年金保険被保険者の記号番号で資格取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったものと認められる。

さらに、申立期間①のうち、昭和30年10月1日から31年1月1日までの期間については、当該賃金支給額集計表により、申立人に対する賃金支払は確



認できないほか、申立人の当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、退職時期及び保険料控除について明確に記憶していないところ、A社から提出された失業保険被保険者賃金支給額集計表により、申立人が昭和31年5月31日に同社を退職した旨の記載が確認できる。

また、当該賃金支給額集計表において最終の賃金支払月が確認できる7人の厚生年金保険被保険者資格の喪失時期を確認したところ、このうち6人は、最終賃金支払月と資格喪失時期が符合していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶しているA社B支店の同僚は、いずれも所在不明のため、証言を得ることができない。

加えて、A社は、申立人の勤務期間等について不明と回答している上、当時の事業主は、申立人のことを記憶していないと証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月28日から同年3月1日まで

昭和57年2月末日付けで退職願を提出したにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の記録では、同年2月28日が資格喪失日となっていることに納得できない。同年2月は、28日が日曜日であったため、事業所が喪失日を間違えて届け出たのではないかと思われる。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、A社における申立人の離職日は、昭和57年2月27日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。申立人自身が、「最終出勤日は、2月27日だった。」と証言している。

また、A社の事務担当者は、「申立期間当時の資料は保存していないため、当時の取扱いは不明であるが、現在は、最終就業日を退職日としており、月末が日曜日の場合には前日を退職日としている。このため、2月28日が日曜日であった申立人の場合、退職日が2月27日、資格喪失日が2月28日となっていることに不自然さは無い。また、給与は毎月20日締めで、厚生年金保険料は翌月控除としており、月末退職の場合、給料の締め日から月末までについては日払い計算とし、その期間については、厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

さらに、昭和50年から59年までの期間について、A社における資格喪失者27人のうち、26人は、日曜日以外が退職日とされており、上記の事務担当者の証言内容と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 10 日から 43 年 9 月 6 日まで  
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 12 月 30 日まで  
③ 昭和 47 年 2 月 15 日から同年 4 月 29 日まで  
④ 昭和 47 年 5 月 12 日から同年 5 月 20 日まで  
⑤ 昭和 47 年 6 月 10 日から同年 8 月 13 日まで  
⑥ 昭和 47 年 8 月 21 日から 48 年 8 月 26 日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金をもらった覚えは無い。最終事業所を辞めた後も家事手伝いをしながら次の仕事先を探しており、脱退手当金をもらえることも知らなかったので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定届が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 48 年 10 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 26 日から 43 年 4 月 8 日まで

私は、昭和 43 年 3 月末で A 社を退職した。脱退手当金の支給決定日が同年 5 月 14 日になっているが、当時は実家に帰っており、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 5 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。